

# 第 14 回 定 時 総 会

日 時：令和 8 年 5 月 2 6 日（火） 午後 2 時

場 所：東京第一ホテル錦 2 階 プリランテ

名古屋市中区錦三丁目 1 8 番 2 1 号



会 章

一般社団法人 愛 知 県 計 量 連 合 会

# 第 14 回 定 時 総 会 次 第

1 開会のことば

2 会長あいさつ

3 来賓祝辞

4 議 事

(1) 議 案

第 1 号議案 令和 7 年度事業報告について

第 2 号議案 令和 7 年度収支決算報告について

第 3 号議案 役員の改選について

(2) 報告事項 令和 8 年度事業計画及び収支予算について

5 閉会のことば

# 第1号議案 令和7年度事業報告について

## 令和7年度事業報告書

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

令和7年度は、「計量思想普及事業」として一般県民に広く計量思想の普及啓発を図るため、計量記念日の11月1日に向け、全国共通の計量記念日ポスター及び啓発資料を配布した。

また、ホームページ及び2回の機関紙発行により、当会の活動状況や計量情報提供に努めた。

「計量改善普及事業」として、計量・計測に関わる実務者を対象に各種講習会・研修会を開催し、計量関係法令、計量・計測技術及び計量管理の知識向上に努めた。

「会員向け事業」として、顕彰事業、部会活動推進事業等を実施。更に、「計量管理受託事業」として適正計量管理事業所の適正計量管理受託事業、一般社団法人日本計量振興協会が受託した日本郵政グループの計量管理業務を実施。また、検定申請代行業務を実施した。

「定期検査事業」では、愛知県及び特定6市(名古屋市、岡崎市、一宮市、豊田市、半田市、豊川市)から計量法に基づく指定定期検査機関の指定を受け、質量計の検査業務を受託し実施した。

### I 組織

#### 1 会員の状況

部会名	R6年度末 会員数	入会者	退会者	今年度 増減	R7年度末 会員数
計量器部会	107		7	△7	100
計量管理部会	62	1		1	63
計量証明部会	113		3	△3	110
計量士部会	65		2	△2	63
合計	347	1	12	△11	336

#### 2 役員の現状

役職名	役員数	備考(法人法上の職名(定款第21条第3項))
会長	1	代表理事(法第77条)
副会長	4	業務執行理事(法第91条第1項第2号)
専務理事	0	業務執行理事(法第91条第1項第2号) R7.6死去
理事	12	
監事	2	
合計	19	

#### 3 顧問・参与の状況

役職名	役員数	備考
顧問	1	愛知県経済産業局中小企業部長
参与	10	愛知県及び特定市の計量行政担当課長等
合計	11	

## II 会議等について

### 1 第13回定時総会

令和7年5月27日(火) 於：東京第一ホテル錦

[議案]

- ・ 令和6年度事業報告について
- ・ 令和6年度収支決算報告について
- ・ 補欠役員の選任について

[報告事項]

- ・ 令和7年度事業計画及び収支予算について

### 2 会 議

#### (1) 理事会

開催日	場 所	内 容
第1回 R7・4・22 (火)	東京第一ホテル錦	1 入会者・退会者について 2 令和6年度事業報告について 3 令和6年度収支決算報告について 4 補欠役員の選任について 5 会長表彰候補者の選考について 6 第13回定時総会次第について
第2回 R7・11・25 (火)	東京第一ホテル錦	1 令和7年度事業計画の進捗状況について 2 令和7年度上半期の収支状況について 3 令和8年度中部7県計量協議会について
第3回 R8・3・17 (火)	東京第一ホテル錦	1 令和7年度事業計画の進捗状況について 2 令和8年度事業計画(案)について 3 令和8年度収支予算(案)について 4 各種研修会・講習会会費の値上げについて 5 連合会事務局 事務局長の選任について

#### (2) 監事会

開催日	場 所	内 容
R7・4・18 (金)	連合会 事務所	1 令和6年度の理事の職務の執行、事業報告及び 計算関係書類の監査

#### (3) 部会役員会

会議名	開催日	場 所
計量証明部会	R8・2・3(月)	名古屋港湾会館
計量管理部会	R8・2・4(火)	楽蔵うたげ
計量士部会	R8・2・5(水)	名古屋薬業健保会館
計量器部会	R8・2・6(木)	東京第一ホテル錦

(4) 定例会・委員会

会 名	年 月 日	場 所
計量士部会例会	R7・4・7	名古屋薬業健保会館
	R7・5・7	〃
	R7・6・5	〃
	R7・8・5	〃
	R7・9・5	〃
	R7・10・7	〃
	R7・11・5	〃
	R7・12・5	〃
	R8・1・5	〃
	R8・2・5	〃
R8・3・5	〃	
世話人会	R7・5・21	連合会事務室
編集委員会	R7・7・3	連合会事務室
	R7・12・4	
研修委員会	R7・6・5	名古屋薬業健保会館

(5) その他の計量関係会議

会 議 名	年 月 日	場 所
(一社)日本計量振興協会 理事会	R7・4・17	東京都 主婦会館プラザF
同 総会	R7・5・29	東京都 ホテルインター コンチネンタル東京ベイ
日本計量証明事業協会連合会通常総会	R7・5・16	東京都千代田区 KKRホテル
中部7県計量協議会	R7・7・10	富山県富山市 ホテルグランテラス富山

### Ⅲ 事業について

#### 1 計量思想普及事業

##### (1) 計量啓発事業

- ◇ 計量記念日全国共通ポスター及び啓発資料を会員事業所等に配布しました。

450枚

##### (2) 計量情報事業

- ◇ 「あいちの計量」第74号 令和7年8月1日発行

「あいちの計量」第75号 令和8年1月1日発行

計量に関する情報及び当会の活動状況等を掲載した計量情報機関紙を発行し、  
会員、計量関係行政機関及び全国計量関係団体に配布しました。

- ◇ 愛知県計量連合会ホームページの維持運営 (平成27年4月開設)

## 2 計量改善普及事業

### 講習会・研修会の開催

#### ア 計量証明事業主任計量者講習会

計量証明事業所に必須義務のある主任計量者の養成及び更新講習を行いました。

開催日	開催場所	参加者数	内 容
第1回 R7・9・11(木)	名古屋港湾会館 3階 第2会議室	新規36名 更新14名 計 50名	◇計量法の概要 ◇登録制度 ◇事業者の義務 ◇はかりの管理知識
第2回 R8・2・12(木)		新規36名 更新 7名 計 43名	

#### イ 計量士国家試験対策講習会

計量士国家試験合格を支援する講習会を行いました。

開催日	開催場所	参加者数	内 容
R7・9・29(月) R7・10・20(月)	側島第1ノリタケビル 7階会議室	2名	◇計量に関する基礎知識(一基) ◇計量器概論及び質量の計量(計質)

#### ウ 適正計量管理主任者研修会 (生産事業所の部)

生産関係の適正計量管理事業所に必要な適正計量管理主任者等の養成研修を行いました。

開催日	開催場所	参加者数	内 容
第1回 R7・10・16(木)	名古屋港湾会館 第1会議室	63名	◇計量法の基礎知識 ◇適正計量管理事業所制度 ◇特定計量器(質量計)の基礎知識と検査方法 ◇測定の特長・サビリティ ◇計量管理の考え方・進め方
第2回 R7・10・23(木)	名古屋港湾会館 第2会議室	57名	◇計量管理の実践 ・ 計量管理の国際規格 ・ 計量管理の実践 ◇計量管理実施事例 ・ はかれないものは造れない ・ 適正計量管理主任者講習会の事例

#### エ 測定基礎研修会

(一社)日本計量振興協会主催の測定基礎研修会を行いました。

開催日	場 所	参加者数	内 容
R7・11・13(木)	薬業健保会館 4階中ホール	2名	◇測定の基礎 ◇測定器の基礎知識と使い方 ◇測定器の管理 ◇測定の失敗事例

### オ 計量管理技術講習会

品質マネジメント規格(ISO9000シリーズ)に要求される「監視及び測定のための資源」について正しく理解し、どのように対応していくか解説した講習会を行いました。

開催日	場 所	参加者数	内 容
R8・2・24(火)	名古屋港湾会館 3階 第2会議室	19名	I 計測管理とは II 測定プロセスの設計について III JIS Q 9100計測器管理実例紹介 IV 異常処置 V 計測管理に関する規格要求事項解説

### カ 計量器コンサルタント資格証明書の更新事務

(一社) 日本計量振興協会発行の計量器コンサルタント資格証明書の有効期限

(3年)を迎える更新希望者の更新手続きを行う。

・令和7年6月に2名、令和8年1月に3名が更新しました。

## 3 会員向け事業

### (1) 顕彰事業

会員事業所の優良従業員の会長表彰を行いました。また、知事、中央団体等の行う表彰に際し、受賞者の推薦を行いました。

- ・会長表彰 25名
- ・知事表彰 8名
- ・団体表彰 2名(中部7県計量協議会)

### (2) 部会活動推進事業

当会4部会の情報交換や研修活動など部会活動を支援しています。

### (3) 愛知県証紙売りさばき事業

愛知県の愛知県証紙売りさばき人指定に基づき、愛知県証紙を販売しています。

### (4) 2026あいち計量賀詞交歓会

日 時 令和8年1月13日(火)

場 所 東京第一ホテル錦 11階 アンピオ(名古屋市中区錦三丁目)

出席者 43名

## 4 計量管理受託事業

### (1) 適正計量管理受託事業

当会所属の計量士を工場・デパート等に派遣し、各事業所に適した計量管理及び指導を行っています。

・実施件数 17事業所

### (2) 日本郵政グループ計量管理業務 <(一社)日本計量振興協会受託経由事業>

当会所属の計量士により、愛知県内の郵便局等の計量器の定期検査を実施しています。

・受託件数 485件 → 実施件数 485件 実施率 100%

### (3) 検定申請代行業

会員事業所の検定申請手続きを代行して、会員サービスに努めています。

・実施件数 44件

5 定期検査事業

(1) 愛知県指定定期検査機関・計量証明検査機関業務

愛知県からの指定及び委託を受け、指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関として、質量計の定期検査業務を行いました。(以下、計量器数は分銅類を除く)

区 分	定期検査	計量証明検査	合 計
実施対象区域	15市4町	19市1町	
実施計量器数	4,422 器	17 器	4,439 器
実施延べ日数	223 日	8 日	231 日

(2) 特定市指定定期検査機関業務

愛知県内6特定市からの指定及び委託を受け、指定定期検査機関として質量計の定期検査業務を行いました。

ア 名古屋市 <H20年度業務開始>

定期検査	大 型
計量器数	164 器
延べ日数	20 日

大型は、計量能力 300 kg 以上の質量計保有事業所。(計量器数には、その事業所の計量能力300 kg 未満の質量計を含む。)

イ 豊田市 <H20年度業務開始>

定期検査	小 型	大 型	合 計
計量器数	1173 器	17 器	1190 器
延べ日数	57 日	5 日	62 日

ウ 一宮市 <H21年度業務開始>

定期検査	小 型	大 型	合 計
計量器数	756 器	6 器	762 器
延べ日数	39 日	3 日	42 日

エ 岡崎市 <H25年度業務開始>

定期検査	小 型	大 型	合 計
計量器数	1076 器	28 器	1104 器
延べ日数	53 日	14 日	67 日

オ 半田市 <R5年度業務開始>

定期検査	小 型	大 型	合 計
計量器数	482 器	1 器	483 器
延べ日数	32 日	1 日	33 日

カ 豊川市 <R7年度業務開始>

定期検査	小 型	大 型	合 計
計量器数	418 器	5 器	423 器
延べ日数	30 日	2 日	32 日

# 貸借対照表

令和8年3月末現在（単位：円）

科 目	当年度 a (令和7年度末)	前年度 b (令和6年度末)	増 減 a-b
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
現金預金			
現金手持有高	205,601	577,417	△ 371,816
普通預金 三菱UFJ銀行	18,041,113	19,112,501	△ 1,071,388
郵便振替貯金	9,887,763	6,058,260	3,829,503
退職給付引当金（中退共等引落口座）	2,590,890	2,554,293	36,597
未収金	0	0	0
県証紙手持残高	2,541,937	2,689,837	△ 147,900
流動資産合計	33,267,304	30,992,308	2,274,996
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金 三菱UFJ銀行	1,000,000	1,000,000	0
基本財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(2) 特定資産			
機器購入引当資産	74,447	74,447	0
中部7県計量協議会積立預金	2,304,096	2,099,207	204,889
特定資産合計	2,378,543	2,173,654	204,889
(3) その他固定資産			
什器備品	0	0	0
事務所賃借保証金	785,800	785,800	0
駐車場賃借保証金	60,000	60,000	0
その他固定資産合計	845,800	845,800	0
固定資産合計	4,224,343	4,019,454	204,889
資産合計	37,491,647	35,011,762	2,479,885
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
前受会費	0	0	0
預り金・社会保険等	1,010,014	945,401	64,613
退職給付引当金（中退共等引落口座）	2,590,890	2,554,293	36,597
流動負債合計	3,600,904	3,499,694	101,210
2 固定負債			
固定負債	0	0	0
負債合計	3,600,904	3,499,694	101,210
<b>III 正味財産の部</b>			
1 指定正味財産	0	0	0
2 一般正味財産	33,890,743	31,512,068	2,378,675
正味財産合計	33,890,743	31,512,068	2,378,675
負債及び正味財産合計	37,491,647	35,011,762	2,479,885

(単位:円)

科 目	当年度 (令和7年度) a	前年度 (令和6年度) b	増 減 C=a-b
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益	104,485,720	101,658,785	2,826,935
受取入会金	3,000	12,000	△ 9,000
受取会費	3,860,500	3,972,000	△ 111,500
計量器部会	826,500	894,000	△ 67,500
計量管理部会	1,134,000	1,116,000	18,000
計量証明部会	1,120,000	1,170,000	△ 50,000
計量士部会	780,000	792,000	△ 12,000
事業収益	100,588,868	97,667,041	2,921,827
計量改善普及事業収益	1,980,820	1,839,020	141,800
活性化事業収益	130,000	110,000	20,000
県証紙販売売上	8,409,110	9,360,240	△ 951,130
計量管理指導受託事業収益	10,746,317	10,450,850	295,467
郵政計量管理受託事業収益	5,246,400	5,317,000	△ 70,600
定期検査受託事業収益	74,076,221	70,589,931	3,486,290
受取補助金等		0	0
繰入金収益		0	0
雑収益	33,352	7,744	25,608
<b>経常収益計</b>	<b>104,485,720</b>	<b>101,658,785</b>	<b>2,826,935</b>

(単位:円)

科 目	当年度 (令和7年度)	前年度 (令和6年度)	増 減
	a	b	C=a-b
(2)経常費用			
事業費	98,665,208	97,108,352	1,576,856
給料手当	34,572,824	27,056,654	7,516,170
報酬	26,896,134	24,188,500	2,707,634
臨時雇用賃金	3,247,900	5,896,835	△ 2,648,735
退職給付費用	1,086,218	1,309,876	△ 223,458
福利厚生費	2,959,920	3,202,212	△ 242,292
旅費交通費	979,829	1,373,008	△ 393,079
通信運搬費	369,841	569,123	△ 199,282
消耗品費	218,632	560,102	△ 343,470
修繕費	0	0	0
会議費	271,621	266,000	5,621
印刷製本費	536,450	1,562,310	△ 1,025,860
燃料費	287,724	380,824	△ 93,100
光熱水料費	84,882	145,147	△ 60,265
賃借料	5,266,724	5,576,370	△ 309,646
保険料	167,902	129,810	38,092
雑謝金	246,000	172,000	74,000
租税公課	2,898,774	2,688,072	211,702
支払負担金	0	0	0
手数料	110,423	138,380	△ 25,957
分銅運搬費	9,639,550	11,755,381	△ 2,115,831
分銅整備費	0	0	0
県証紙購入費	7,980,480	9,199,068	△ 1,218,588
部会活動推進費	741,108	758,447	△ 15,339
予備費	0	129,520	△ 129,520
雑費	126,172	58,113	68,059
管理費	3,421,837	3,876,032	△ 454,195
給料手当	884,314	1,098,350	△ 114,036
臨時雇用賃金	0	0	0
退職給付費用	70,000	38,560	30,440
福利厚生費	81,798	153,765	△ 71,967
旅費交通費	67,868	162,030	△ 94,364
通信運搬費	5,381	48,174	△ 42,793
消耗品費	11,367	26,980	△ 15,613
修繕費	0	0	0
会議費	1,003,596	983,583	20,033
光熱水料費	847	10,953	△ 10,106
賃借料	39,050	98,755	△ 59,705
保険料	18,198	10,730	8,468
租税公課	0	83,999	△ 83,999
支払負担金	895,000	897,000	△ 2,000
交際費	0	0	0
手数料	16,080	43,773	△ 27,693
雑費	27,540	18,400	8,140
中部7県計量協議会積立預金	200,000	200,000	0
経常費用計	102,107,045	100,984,384	1,122,661
評価損益等調整前当期経常増減額	2,378,675	624,401	1,754,274
評価損益等計			
当期経常増減額	2,378,675	624,401	1,754,274
2. 経常外増減の部		0	0
経常外収益計		0	0
経常外費用計		0	0
当期経常外増減額		0	0
他会計振替額		0	0
当期一般正味財産増減額	2,378,675	624,401	1,754,274
一般正味財産期首残高	31,512,088	30,887,667	624,401
一般正味財産期末残高	33,890,743	31,512,068	2,378,675
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高			0
III 正味財産期末残高	33,890,743	31,512,068	2,378,675

科 目	実施事業会計					法人会計	合 計	令和7年度 予 算	差 異	
	1	2	3	4	5					
	計量思想 普及事業	計量改善 普及事業	会員向け 事業	計量管理 受託事業	定期検査事業					
	a	b	c	d	e	f	g	h	i-j	
i 一般正味財産増減の部										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益	0	1,980,820	8,539,110	16,019,550	37,705,833	36,376,907	3,883,500	104,485,720	105,954,000	△ 1,468,280
受取入金金							3,000	3,000	6,000	△ 3,000
受取会費							3,880,500	3,880,500	3,920,000	△ 39,500
(計量部会)							826,500	826,500	876,000	△ 49,500
(計量管理部)							1,134,000	1,134,000	1,116,000	18,000
(計量証明部会)							1,120,000	1,120,000	1,180,000	△ 40,000
(計量士部会)							780,000	780,000	768,000	12,000
事業収益	0	1,980,820	8,539,110	15,992,717	37,699,314	36,376,907		100,886,889	102,026,000	△ 1,437,132
(計量改善普及事業収益)		1,980,820						1,980,820	2,037,000	△ 56,180
(活性化事業収益)			130,000					130,000	115,000	15,000
(県証紙販売売上)			8,409,110					8,409,110	8,811,000	△ 401,890
(計量管理指導受託事業収益)				10,746,317				10,746,317	11,839,000	△ 1,092,683
(副産計量管理委託事業収益)				5,246,400				5,246,400	5,430,000	△ 183,600
(定期検査受託事業収益)					37,699,314	36,376,907		74,076,221	73,799,000	278,221
受取補助金等								0	0	0
繰入金収益								0	0	0
雑収益				26,833	6,519	0		33,352	2,000	31,352
経常収益計	0	1,980,820	8,539,110	16,019,550	37,705,833	36,376,907	3,883,500	104,485,720	105,954,000	△ 1,468,280
(2) 経常費用										
事業費	673,106	3,034,911	9,232,449	11,578,310	37,705,833	36,460,599		98,885,208	102,455,000	△ 3,769,792
給料手当	459,871	891,945	409,474	287,892	20,067,410	12,466,232		34,572,824	28,840,000	5,732,824
報酬	0	0	0	11,219,134	0	15,677,000		26,896,134	29,859,000	△ 2,782,866
臨時雇用賃金	0	0	0	0	3,247,900	0		3,247,900	5,092,000	△ 1,814,100
退職給付費用	32,704	62,720	29,120	20,474	941,200	0		1,066,218	1,289,000	△ 182,782
福利厚生費	38,216	73,291	34,028	23,924	2,790,461	0		2,859,920	4,074,000	△ 1,114,080
旅費交通費	6,277	12,037	0	0	767,798	203,817		979,929	1,320,000	△ 340,071
通信運搬費	2,514	4,821	2,288	1,574	163,774	184,820		369,941	479,000	△ 109,059
消耗品費	5,311	10,186	4,729	3,325	168,189	24,893		216,632	851,000	△ 634,368
修繕費	0	0	0	0	0	0		0	0	0
会議費	93,091	176,530	0	0	0	0		271,621	285,000	△ 23,379
印刷製本費	0	0	0	0	204,060	332,400		536,460	1,107,000	△ 570,550
燃料費	0	0	0	0	165,328	102,988		287,274	319,000	△ 31,726
光熱水料費	398	759	352	248	83,127	0		84,882	149,000	△ 64,118
賃借料	19,244	34,989	16,245	11,421	2,741,840	2,444,185		5,266,724	5,645,000	△ 378,276
保険料	8,969	17,202	7,886	5,615	85,050	43,080		167,902	147,000	20,902
補助金	0	248,000	0	0	0	0		246,000	172,000	74,000
租税公課	0	1,498,024	0	0	1,399,750	0		2,898,774	3,552,000	△ 653,226
支払負担金等	0	0	0	0	0	0		0	0	0
手数料	7,513	14,408	6,889	4,703	0	77,110		110,428	69,000	22,428
分攤運搬費	0	0	0	0	4,833,550	4,806,000		9,639,550	9,415,000	224,550
分攤借入金	0	0	0	0	0	0		0	0	0
県証紙購入費	0	0	7,980,480	0	0	0		7,980,480	8,635,000	△ 654,520
部会活動推進費	0	0	741,109	0	0	0		741,109	980,000	△ 238,892
予備費	0	0	0	0	0	0		0	200,000	△ 200,000
雑費	0	0	0	0	37,608	88,584		126,172	56,000	70,172
管理費							3,421,837	3,421,837	3,393,000	28,837
給料手当							884,314	884,314	943,000	41,314
臨時雇用賃金							0	0	0	0
退職給付費用							70,000	70,000	67,000	3,000
福利厚生費							81,799	81,799	139,000	△ 58,202
旅費交通費							67,668	67,668	72,000	△ 4,332
通信運搬費							5,381	5,381	46,000	△ 40,619
消耗品費							11,367	11,367	89,000	△ 27,633
修繕費							0	0	0	0
会議費							1,003,596	1,003,596	988,000	5,596
光熱水料費							847	847	10,000	△ 9,153
賃借料							39,950	39,950	99,000	△ 59,050
保険料							19,198	19,198	11,000	8,198
租税公課							0	0	71,000	△ 71,000
支払負担金							895,000	895,000	871,000	224,000
交際費							0	0	0	0
手数料							18,080	18,080	15,000	1,080
雑費							27,540	27,540	13,000	14,540
中部7県計量協議会積立預金							200,000	200,000	200,000	0
経常費用計	673,106	3,034,911	9,232,449	11,578,310	37,705,833	36,460,599	3,421,837	102,107,048	106,804,000	△ 3,786,956
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 673,106	△ 1,054,091	△ 693,339	4,441,240	0	△ 83,692	441,663	2,378,675	0	2,378,675
評価損益等計										
当期経常増減額	△ 673,106	△ 1,054,091	△ 693,339	4,441,240	0	△ 83,692	441,663	2,378,675	0	2,378,675
2. 経常外増減の部										
経常外収益計										
経常外費用計										
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 673,106	△ 1,054,091	△ 693,339	4,441,240	0	△ 83,692	441,663	2,378,675		

## 財務諸表に対する注記

### 1 重要な会計方針

(1) 退職給付引当金の計上基準

職員の退職給付に備えるため、中小企業退職金共済等に参加し、毎年、翌年度末退職時の退職金額を確保しています。

(2) 消費税等の会計処理

税込方式によっています。

### 2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
小計	1,000,000	0	0	1,000,000
特定資産				
退職給付引当資産 (中退共引落口座)	2,554,293	36,597		2,590,890
機器購入引当資産	74,447	0	0	74,447
中部7県計量協議会積立預金	2,099,207	204,889	0	2,304,096
小計	4,727,947	241,486	0	4,969,433
合計	5,727,947	241,486	0	5,969,433

### 3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味 財産からの充当 額)	(うち一般正味 財産からの充当 額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
定期預金	1,000,000	0	1,000,000	0
小計	1,000,000	0	1,000,000	0
特定資産				
退職給付引当資産 (中退共引落口座)	2,590,890	0	0	2,590,890
機器購入引当資産	74,447	0	74,447	0
中部7県計量協議会積立預金	2,304,096	0	2,304,096	0
小計	4,969,433	0	2,378,543	2,590,890
合計	5,969,433	0	3,378,543	2,590,890

### 4 担保に供している資産

担保に供している資産は、次のとおりです。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
その他固定資産				
事務所賃借保証金	785,800	0	0	785,800
駐車場賃借保証金	60,000	0	0	60,000
小計	845,800	0	0	845,800

### 5 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び期末残高

(直接法により減価償却を行っている場合)

該当なし。

## 監査報告書

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行、事業報告及び計算関係書類に関して、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び使用人からその職務執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、当連合会の事務所において当該年度に係る事業内容及び会計帳簿類を調査し、計算関係書類について監査しました。

### 2 監査の結果

#### (1)事業報告等の監査結果

ア 事業報告は、法令及び定款に従い、当連合会の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

#### (2)計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、当連合会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。


令和8年4月15日

一般社団法人愛知県計量連合会

監事

阿知波正之 

監事

和田和彦 

### 第3号議案 役員の改選（案）について

本会定款第25条（役員の任期）により、現在の役員の任期が次期（第14回）定時総会までの予定となっているため役員改選を行う。

#### 役員の改選（案）

役職名	改選前（19名）		改選後（19名）		部会
	氏名	所属企業団体名	氏名	所属企業団体名	
理事	鷺山 達也	トヨタテクニカル ディベロップメント(株)	退任		管
理事	真田 英明	三菱重工業(株) 名古屋航空宇宙システム製作所	重任		管
理事	三島 康	愛知時計電機(株)	退任		器
			吾妻 耕一	愛知時計電機(株)	器
理事	黒部 哲也	(一社)日本海事検定協会 名古屋第二事業所	退任		証
			盆子原 寛	(一社)日本海事検定協会 名古屋第二事業所	証
理事	松山 辰夫	松山計量士事務所	退任		士
理事			田中 亀仁	(一社)愛知県計量連合会	
理事	小澤 大地	オザワ科学(株)	重任		器
理事	高木 裕明	伊勢久(株)	重任		器
理事	佐宗 康浩	日陶科学(株)	重任		器
理事	竹田 敏夫	(株)イリエ	重任		器
理事	長谷川芳宏	大和製衡(株) 中日本支店	退任		器
			松寄 剛	中日本計測(株)	器
理事	蛭川 充	(株)イノアックコーポレーション	重任		管
理事	永吉 三紀夫	(一財)日本穀物検定協会 中部支部	重任		管
理事	清原 泉	(株)シンケン 名古屋支社	重任		証
理事	坂本 正史	由良海運(株)	重任		証
理事	酒井 昭博	伊勢湾海運(株)	重任		証
理事	中野 廣幸	中野計量士事務所	重任		士
			植手 稔	植手計量士事務所	士
理事	中本 文男	Na合同計測	退任		士
			吉田 宜史	石塚硝子(株)	士
監事	栴田 和彦	(株)タツノ中部支店	重任		士
監事	阿知波 正之	阿知波計量士事務所	退任		士
			松山 辰夫	松山計量士事務所	士

## 報告事項 令和8年度事業計画及び収支予算について

### 令和8年度事業計画（案）

自 令和 8年 4月 1日  
至 令和 9年 3月 31日

我が国の経済情勢は、個人消費をみても、名目賃金の上昇が期待される一方で、食料品や材料費等の値上げが影響し、停滞感が強い状況が続くと予想されています。

当連合会においても、計量改善普及事業の要である「各種講習会・研修会」の受講者減少がみられる講習会・研修会もあります。さらに、物価高の影響を受け、講習会・研修会の諸経費の支出が大きくなってきており、講習会・研修会受講費用の値上げもやもえないと判断しています。

このような課題を改善するために、出前研修会により受講者を増やす方策や、事務局業務の効率化や多能化をはかり、正確な情報を会員相互で共有し、行政機関、他団体との緊密な連携のもと次の事業を進めてまいります。

## 1 計量思想普及事業

### (1) 計量啓発事業

1月1日の計量記念日を中心に広く一般に計量思想の普及啓発事業を行う。

- ア 計量記念日全国統一ポスターの配布
- イ 啓発資料の配布等

### (2) 計量情報事業

#### ア 計量情報機関紙の発行

当会の活動状況、計量法及び計量行政機関情報提供のため発行する。

- ①「あいちの計量」第76号 令和8年8月1日発行
- ②「あいちの計量」第77号 令和9年1月1日発行

#### イ 愛知県計量連合会ホームページの維持運営（平成27年4月開設）

当会の活動内容や講習会研修会等の開催案内情報を適時提供するため、随時更新や内容の充実努める。

## 2 計量改善普及事業

計量法令・計量管理・計量計測技術に関する講習会・研修会を開催し、計量計測関係者の人材育成に努める。

### (1) 計量証明事業主任計量者講習会

計量証明事業主任計量者の資格取得支援と計量法知識の情報提供を行う。  
・令和8年9月、令和9年2月

### (2) 適正計量管理主任者研修会

適正計量管理事業所に配置が義務付けられている計量管理主任者等の養成を行う。  
・令和8年10月（生産事業所の部）

### (3) 測定基礎研修会 <（一社）日本計量振興協会共催事業>

モノづくりの現場における計測従事者や品質管理の担当者を対象に、計量計測に関する基礎知識、技術向上のための出前研修会を開催する。

・令和8年6月～11月

- (4) 計量管理技術講習会  
主として製造事業所の計量管理技術者や計量士を対象に、最新計量計測技術等の研鑽を支援する。
  - ・令和9年2月
- (5) 計量士国家試験対策講習会  
計量士国家試験の4科目の中で、苦手とされる「一基」について、問題の解説方法や勉強のやり方などを、一人ひとりに合わせて支援する。
  - ・令和8年9月、10月
- (5) その他説明会等  
必要に応じて適時開催

### 3 会員向け事業

- (1) 顕彰事業  
永年、計量関係事業所に勤務する勤務成績優秀な方等の表彰及び行政機関又は他団体が行う表彰の候補者推薦を行う。
  - ・企業推薦の会長表彰、知事表彰、大臣表彰、団体長表彰等
- (2) 部会活動推進事業  
・当会4部会の活動を支援する。
- (3) 愛知県証紙売りさばき事業  
・愛知県の愛知県証紙売りさばき人指定に基づき、愛知県証紙を販売する。
- (4) 新年賀詞交歓会の開催  
・計量界関係者が一堂に会し、新年祝賀及び相互の懇親を図る。

### 4 計量管理受託事業

- (1) 適正計量管理受託事業
- (2) 日本郵政グループ計量管理業務
- (3) 検定申請代行事業

### 5 定期検査事業

- (1) 愛知県の指定を受け、指定検査機関として質量計の定期検査及び計量証明検査業務を行う。
- (2) 県内の6特定市 名古屋市（大型はかりのみ）、豊田市、一宮市、岡崎市、半田市、豊川市の指定を受け、指定定期検査機関として質量計の定期検査業務を行う。

令和8年収支予算(案) (令和8年4月4日から令和9年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	実施事業会計							法人会計	合 計	令和7年度 予 算	差 異
	1	2	3	4	5						
	計量思想 普及事業	計量改善 普及事業	会員向け 事業	計量管理 委託事業	定期検査事業						
a	b	c	d	愛知県 e	特定市 f	g	h=a+b+c+d+e+f+g	i	j=i-h		
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益	0	1,850,000	7,950,000	16,005,000	37,500,000	36,303,000	7,005,000	106,413,000	105,954,000	459,000	
受取入金金							0	0	6,000	△ 6,000	
受取会費							2,831,000	3,920,000	3,920,000	0	
(計量器部会)							607,000	607,000	876,000	△ 269,000	
(計量管理部会)							954,000	954,000	1,116,000	△ 162,000	
(計量証明部会)							950,000	950,000	1,160,000	△ 210,000	
(計量士部会)							320,000	320,000	768,000	△ 448,000	
事業収益	0	1,850,000	7,950,000	16,000,000	37,500,000	36,300,000		99,400,000	102,028,000	△ 2,628,000	
(計量改善普及事業収益)		1,850,000						1,850,000	2,037,000	△ 387,000	
(活性化事業収益)			150,000					150,000	115,000	35,000	
(県産新販売上)			7,800,000					7,800,000	8,811,000	△ 1,011,000	
(計量管理指導委託事業収益)				10,700,000				10,700,000	11,835,000	△ 1,135,000	
(即型計量管理委託事業収益)				5,300,000				5,300,000	5,430,000	△ 130,000	
(定期検査委託事業収益)					37,500,000	36,300,000		76,800,000	73,798,000	2,000	
受取補助金等								0	0	0	
繰入金収益								0	0	0	
雑収益 (中部7県参加費、預金立て金)				5,000				3,000	4,174,000	2,000	4,180,000
経常収益計	0	1,850,000	7,950,000	16,005,000	37,500,000	36,303,000	7,005,000	106,413,000	105,954,000	459,000	
(2) 経常費用											
事業費	1,016,000	1,839,000	8,355,000	10,354,000	37,460,000	37,866,800		96,890,800	102,561,000	△ 5,670,200	
給料手当	270,000	420,000	185,000	997,000	19,100,000	12,500,000		39,442,000	28,840,000	4,602,000	
報酬	0	0	0	7,900,000		15,700,000		23,600,000	24,800,000	△ 1,300,000	
臨時雇賃金	0	0	0	0	3,250,000	0		3,250,000	5,082,000	△ 1,812,000	
退職給付費用	35,000	57,000	38,000	90,000	844,000	106,000		1,270,000	1,268,000	1,000	
福利厚生費	60,000	82,000	63,000	175,000	2,600,000	1,110,000		4,080,000	4,074,000	6,000	
旅費交通費	32,000	47,000	37,000	205,000	830,000	170,000		1,321,000	1,320,000	1,000	
通信運搬費	70,000	78,000	8,000	34,000	178,000	117,000		480,000	478,000	4,000	
消耗品費	5,000	80,000	6,000	12,000	425,000	300,000		828,000	851,000	△ 23,000	
修繕費	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
会議費	36,000	40,000	220,000	0	0	0		286,000	285,000	1,000	
印刷製本費	355,000	575,000	0	0	181,000	9,000		1,120,000	1,107,000	13,000	
燃料費	0	0	0	0	213,000	197,000		410,000	319,000	91,000	
光熱水料費	5,000	8,000	10,000	10,000	93,000	23,000		149,000	149,000	0	
賃借料	4,000	222,000	0	75,000	2,720,000	2,830,000		5,651,000	5,845,000	6,000	
保険料	0	0	0	0	7,200	139,800		147,000	147,000	0	
諸謝金	0	172,000	0	0	0	0		172,000	172,000	0	
租税公課	0	40,000	0	823,000	2,043,800	0		2,906,800	3,552,000	△ 645,200	
支払負担金等	50,000	0	0	0	0	0		50,000	50,000	0	
手数料	4,000	8,000	8,000	33,000		35,000		86,000	88,000	0	
分銷運搬費	0	0	0	0	4,880,000	4,820,000		9,700,000	9,415,000	85,000	
分銷整備費	0	0	0	0	0	0		0	0	0	
県証紙購入費	0	0	6,720,000	0	0	0		6,720,000	6,835,000	△ 215,000	
部会活動推進費	0	0	980,000	0	0	0		980,000	980,000	0	
予備費	100,000	10,000	100,000	10,000		10,000		230,000	200,000	30,000	
雑費	0	0	0	0	40,000	20,000		60,000	88,000	4,000	
管理費							9,445,000	9,445,000	3,337,000	6,108,000	
給料手当							950,000	950,000	943,000	7,000	
臨時雇賃金							0	0	0	0	
退職給付費用							67,000	67,000	67,000	0	
福利厚生費							139,000	138,000	138,000	0	
旅費交通費							72,000	72,000	72,000	0	
通信運搬費							46,000	46,000	46,000	0	
消耗品費							40,000	40,000	39,000	1,000	
修繕費							0	0	0	0	
会議費(中部7県計量協議会含む)							6,840,000	6,840,000	842,000	5,998,000	
光熱水料費							10,000	10,000	10,000	0	
賃借料							99,000	99,000	99,000	0	
保険料							11,000	11,000	11,000	0	
租税公課							71,000	71,000	71,000	0	
支払負担金							671,000	671,000	671,000	0	
交際費							0	0	0	0	
手数料							15,000	15,000	15,000	0	
雑費							15,000	15,000	13,000	2,000	
中部7県計量協議会預立預金							300,000	300,000	200,000	100,000	
経常費用計	1,016,000	1,839,000	8,355,000	10,354,000	37,500,000	37,866,800	9,445,000	106,195,800	105,954,000	241,800	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,016,000	△ 169,000	△ 405,000	5,651,000	0	△ 1,363,800	△ 2,440,000	217,200			
評価損益等計											
当期経常増減額	△ 1,016,000	△ 169,000	△ 405,000	5,651,000	0	△ 1,363,800	△ 2,440,000	217,200			
2. 経常外増減の部											
経常外収益計											
経常外費用計											
当期経常外増減額	0	0									
当期一般正味財産増減額	△ 1,016,000	△ 169,000	△ 405,000	5,651,000	0	△ 1,363,800	△ 2,440,000	217,200			

# 一般社団法人愛知県計量連合会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人（以下「本会」という。）は、一般社団法人愛知県計量連合会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を愛知県名古屋市の置く。

2 本会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、計量に関する調査及び研究並びに計量思想の普及啓発を行い、併せて計量関係者の資質向上を図ることにより計量界の進歩発展に寄与し、もって広く適正な計量を実現し、経済の健全な発展及び文化の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 計量思想の普及啓発
- (2) 計量に関する調査、研究及び指導
- (3) 計量に関する情報の収集及び提供
- (4) 計量技術及び計量管理の研究及び指導
- (5) 計量器の検査及び計量管理業務の受託
- (6) 計量関係功労者等の表彰及び表彰候補者の推薦
- (7) 関係官庁との連絡及び関連団体との連携協力
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 愛知県内において計量器の製造、修理、販売等の事業を行う個人又は法人
- (2) 愛知県内において計量器を業務上使用する個人又は法人
- (3) 愛知県内において計量証明の事業を行う個人又は法人
- (4) 愛知県内に事務所を有し、又は愛知県内の事業所に勤務する計量士
- (5) 前各号に掲げる者を会員とする団体

3 賛助会員は、前項に規定するもの以外で、本会の目的に賛同して入会したものとする。

#### (入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (入会金)

第7条 正会員になったものは、総会において定める入会金を納入しなければならない。

#### (会費)

第8条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

#### (任意退会)

第9条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 総会

#### (構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。  
2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

#### (権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (3) 役員の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の規定による請求があった日から6週間以内に総会を招集しなければならない。

4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、総会の日の2週間前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合は、日数を短縮することができる。

（議長）

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席正会員の中から議長を選出する。

（議決権）

第18条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

（決議）

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は、総会に出席する他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合において、前項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの

者を選任することとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された者2人以上が、記名押印する。

## 第5章 役員並びに顧問及び参与

(役員を設置)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上25人以内

(2) 監事 2人以上4人以内

2 理事のうち、1人を会長、5人以内を副会長とし、1人を専務理事、2人以内を常務理事とすることができる。

3 前項の会長をもって法人法に規定する代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 役員は、総会の決議によって正会員（法人その他の団体である正会員にあっては、その役員又は職員）の中から選任する。ただし、特に必要と認められる場合は、理事にあっては3人以内を、監事にあっては1人を正会員以外の者の中から選任することができる。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 役員は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本会の常務を処理する。

5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、本会の常務を処理する。

6 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第27条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員にはその職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、役員報酬等については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(顧問及び参与)

第28条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の目的達成に必要な事項について、会長の諮問に応ずる。

4 参与は、本会の事業遂行に関する重要事項に参加する。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに各理事及び監事に通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき又は議事が緊急を要する場合においては、この日数を短縮することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序

により副会長が理事会の議長となる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法人法で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第39条 本会の事業計画及び予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て予算成立の日までに前年度の予算に準じて収入及び支出することができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

4 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

#### （長期借入金）

第41条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を得なければならない。

### 第8章 定款の変更及び解散

#### （定款の変更）

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

#### （解散）

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### （剰余金の分配）

第44条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

#### （残余財産の帰属）

第45条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### 第9章 公告の方法

#### （公告の方法）

第46条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第10章 部会、委員会及び事務局

#### （部会及び委員会）

第47条 本会の事業の運営を円滑に行うため、部会及び委員会を置くことができる。

2 部会及び委員会の構成並びに運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

(事務局)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、常勤職員その他の職員を置く。

3 事務局長及び常勤職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第11章 補則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106号第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第38条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 附 則

この定款は、令和元年5月20日から施行する。

一般社団法人愛知県計量連合会役員名簿

(令和8年4月28日現在)

(敬称略)

役職名	氏名	所属企業団体名	備考
会長	鷺山 達也	トヨタテクニカルディベロップメント㈱	代表理事
副会長	真田 英明	三菱受講業㈱ 名古屋航空宇宙システム製作所	計量管理部会会長
副会長	三島 康	愛知時計電機㈱	計量器部会会長
副会長	黒部 哲也	(一社) 日本海事検定協会名古屋第二事業所	計量証明部会会長
副会長	松山 辰夫	松山計量士事務所	計量士部会会長
専務理事	鵜飼 豊彦	一般社団法人 愛知県計量連合会 R7.6死去	
理事	小澤 大地	オザワ科学㈱	
理事	高木 裕明	伊勢久㈱	
理事	佐宗 康浩	日陶科学㈱	
理事	竹田 敏夫	㈱イリエ	
理事	長谷川 芳宏	大和製衡㈱ 中日本支店	
理事	蛭川 充	㈱イノアックコーポレーション	
理事	永吉 三紀夫	(一財) 日本穀物検定協会 中部支部	
理事	清原 泉	㈱シンケン 名古屋支社	
理事	坂本 正史	由良海運㈱	
理事	酒井 昭博	伊勢湾海運㈱	
理事	中本 文男	N a 計測合同会社	
理事	中野 廣幸	中野計量士事務所	
監事	阿知波正之	阿知波計量士事務所	
監事	栴田 和彦	㈱タツノ 中部支店	